

廃第1833号  
令和7年3月21日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について (依頼)

廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、毎年6月30日までに、前年度の交付等の状況に関して、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第3号)」を作成し、千葉県知事へ提出することが義務づけられているところです。

については、令和7年度のリーフレット(別添)を作成しましたので、貴下会員へ配布するとともに、排出事業者への周知をお願いします。

併せて、情報及び様式ダウンロードファイルを掲載したウェブページのアドレスを下記に記載しましたので、周知をお願いします。

また、電子マニフェストを利用することで、処理状況の即時把握及び事務効率化等につながることから、電子マニフェストの導入に係る検討についても、周知をお願いします。

記

1 ウェブページのページタイトル及びアドレス

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)】産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告(マニフェスト報告)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

2 その他

リーフレットは下記アドレスのページからPDF形式でダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/manifest-houkoku.html>

電子マニフェストについては下記アドレスのページを御確認ください。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

問い合わせ先

廃棄物指導課指導企画班

電話：043-223-2757 メール：haiki-sk@mz.pref.chiba.lg.jp